



5 江 監 第 3 3 7 号  
令和 5 年 8 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

|         |         |
|---------|---------|
| 江東区監査委員 | 松 土 英 男 |
| 同       | 藏 田 朝 彦 |
| 同       | にしがき 誠  |
| 同       | 鬼 頭 たつや |

令和 5 年度第 1 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、にしがき委員及び鬼頭委員は、就任前のため、本監査には関与していません。

## 令和5年度第1回定期財務監査報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の対象施設

- (1) 男女共同参画推進センター
- (2) 清掃事務所
- (3) 教育センター
- (4) 江東図書館
- (5) 深川図書館

#### 2 監査の対象事項

令和4年度（深川図書館については令和2、3及び4年度）における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

#### 3 監査の実施期日

令和5年5月9日（火）から同月19日（金）まで（5日間）

### 第2 監査の手続

施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、施設の維持管理について重点監査項目として監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の施設の維持管理についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。